

# 造林補助事業について

森林・林業関係の業務を行っている産業課林務係から、「造林補助事業」についてご案内します。

森林は木材等の林産物を供給するだけでなく、山地の保全、水源のかん養、森林リクレーションの場となる等の多面的な機能を持っています。東京都では、森林の持つこれらの機能を十分に発揮させるため、森林所有者の方が行う、植え付け・下草刈・間伐・作業道の設置等の作業に対して、助成を行っています。

## ○補助を受けるための条件

補助の対象は、地域森林計画対象森林で1か所あたり0.05ha以上の面積があり、林齢や樹種などの規定の要件を満たした森林になります。

詳細については、産業課林務係（04992-2-4431）にお問い合わせください。